

---

---

**府中市子ども・子育て支援計画（仮称）  
素 案**

---

---

# 目 次

## 第1章 計画の概要 ..... 1

### 1、2、3（1）～（4）、4～7

～省略～

### 3 計画の基本的考え方 ..... 1

（5）計画の体系 ..... 1

## 第2章 府中市の子育て家庭の現状 ..... 1

～省略～

## 第3章 子ども・子育て支援施策の具体的展開 ..... 2

### 施策目標1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備 ..... 2

施策1 情報提供・相談体制の推進 ..... 2

施策2 地域における子育て支援 ..... 3

### 施策目標2 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供 ..... 4

施策1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供 ..... 4

施策2 保育所待機児童の解消 ..... 5

施策3 多様な保育ニーズへの対応 ..... 6

### 施策目標3 母と子どもの健康支援 ..... 7

施策1 母子保健の充実 ..... 7

### 施策目標4 ひとり親家庭への支援 ..... 8

施策1 自立や就業への支援 ..... 8

施策2 経済的負担の軽減 ..... 9

<b>施策目標 5 配慮が必要な子どもと家庭への支援</b> .....	10
施策 1 児童虐待防止対策の推進.....	10
施策 2 障害児施策との連携.....	11
<b>施策目標 6 青少年の健全育成</b> .....	12
施策 1 小学生の放課後の居場所づくり.....	12
施策 2 青少年健全育成活動の推進.....	13
<b>施策目標 7 子育て家庭の経済的負担の軽減</b> .....	14
施策 1 児童手当の支給.....	14
施策 2 子ども医療費の助成.....	14

## 第4章 計画の推進にあたって .....

## 資料編 .....

# 第1章 計画の概要

## 3 計画の基本的考え方

### (5) 計画の体系

基本理念 ～ 次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にし、  
子どもの立場・視点を最大限尊重します ～

基本目標 **ひとみ輝け！府中の子どもたち 心豊かな子どもがいきいきと育つまち**

3つの視点  
**子どもの幸せを第一に考える視点**  
**すべての子育てで家庭を支援する視点**  
**地域や社会全体で子ども・子育てを見守り、育み、支える視点**

	目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7
施策目標	地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備	質の高い幼児期の学校教育・保育の提供	母と子どもの健康支援	ひとり親家庭への支援	配慮が必要な子どもと家庭への支援	青少年の健全育成	子育て家庭の経済的負担の軽減
主な施策	情報提供・相談体制の推進 地域における子育て支援	質の高い幼児期の学校教育・保育の提供 保育所等待機児童の解消 多様な保育ニーズへの対応	母子保健の充実	自立や就業への支援 経済的負担の軽減	児童虐待防止対策の推進 障害児施策との連携	小学生の放課後の居場所づくり 青少年健全育成活動の推進	児童手当の支給 子ども医療費の助成

子ども子育て支援新制度  
**幼保一体化を実現する**  
**すべての就学前家庭に、それぞれが希望する教育・保育を提供する**  
**地域子育て支援の充実を図る**

新制度における方向性	利用者支援事業	地域子育て支援拠点事業	新制度関連事業	妊婦健康診査	乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業 その他支援児童・要保護児童等の支援に資する事業	放課後児童健全育成事業	児童手当
			ファミリー・サポート・センター事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体が新制度に参入することを促進する事業					

※赤字・・・平成26年度第2回府中市子ども・子育て審議会の資料28からの変更箇所  
 ※目標6・主な施策「青少年健全育成活動の推進」・・・「中・高生の放課後の居場所づくりへの配慮」を含む

## 第3章 子ども・子育て支援施策の具体的展開

### 施策目標1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

#### 施策1 情報提供・相談体制の推進

##### 1 現状と課題

子育て情報誌やリーフレットの配布、インターネットを活用した情報提供など、様々な方法により出産や子育ての支援に関する情報を提供し、子育て世代の情報格差の解消を図っています。また、子どもや家庭に関する様々な悩みや不安に対応するため、子ども家庭支援センター「たち」では専門相談員が対応にあたるとともに、子ども家庭支援センター「しらとり」と連携して24時間体制で電話相談に応じています。

子育てへの不安や精神的な不安から児童虐待に至るケースが増える中で、保護者が一人で悩みや不安を抱え込むことがないように、また、支援が必要な家庭へ早期に支援の手が届くよう、情報入手や相談をより気軽にできる環境づくりを進めるとともに、関係機関の連携により妊娠期からの切れ目のない支援体制が必要です。

##### 2 施策の方向性

出産や子育ての支援に関する情報をいつでも簡単に入手できるよう、インターネットや情報誌などの多様な媒体を活用して提供していくとともに、幼稚園や保育所、各種子育て支援事業の利用に係る相談・支援を身近な地域に行うための体制の充実を図ります。

また、子ども家庭支援センターでは24時間体制で電話相談を受け付け、育児不安や精神的不安の解消を図るとともに、関係機関と連携して支援が必要な家庭の早期把握とその後のきめ細やかな対応に努めます。

##### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（H27～31年度）の取組内容
利用者支援事業	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談・支援等を身近な地域において行う事業を市内各所において実施します。
子育て情報等推進事業	出産や子育ての支援に関する情報をインターネットや情報誌などの多様な媒体を活用して提供するとともにその内容の充実を図ります。

##### 4 ニーズ量の見込みと確保方策

###### (1) 利用者支援事業

作成中

## 施策2 地域における子育て支援

### 1 現状と課題

子育て中の保護者の孤立化の防止や育児にかかる負担感の軽減を図るため、在宅で子育てをする家庭を対象に、市立保育所・私立保育園では、園庭開放や子育てひろばなどの親子交流活動や子育て相談事業を実施しています。また、市の保育士やボランティアによる子育てひろばとして文化センター等の施設を活用し、身近な地域で親子が気軽に集い、交流できる場を提供するとともに、参加している保護者の子育て相談に対応しています。

地域の様々な人材や団体、施設などの社会資源の連携や有効活用を図り、地域全体で子ども・子育てを支える環境づくりを進めるとともに、その取組がより効果的・効率的に機能していくよう、地域における支援体制を再構築することが必要となっています

### 2 施策の方向性

平成25年度に策定した「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づく6エリア構想の下、市立保育所（基幹保育所）を各エリアの拠点として地域における子育て支援体制の充実を図ります。また併せて、支援体制の再構築に向けた取組を進めます。

### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（H27～31年度）の取組内容
地域子育て支援事業（市立保育所）	○市立保育所を重点集約化して地域子育て支援機能の拡充を図ります。 ○6エリア構想の下、市立保育所（基幹保育所）を各エリアの拠点として地域における子育て支援の充実を図ります。
子育てひろば事業	私立保育所や子ども家庭支援センター等での子育てひろば事業について、市立保育所の地域子育て支援機能拡充の動向と歩調を合わせて、地域の需要量に見合った事業提供体制を整備します。

### 4 ニーズ量の見込みと確保方策

#### （1）地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

作成中

## 施策目標 2 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供

### 施策 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供

#### 1 現状と課題

子ども・子育て支援新制度では、子どものための教育・保育給付（認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び家庭的保育事業等への給付（地域型保育給付））が創設されることから、教育・保育給付のあり方については、各施設・事業所に対する運営支援等の現状を踏まえ、利用者負担のあり方と併せて検討する必要があります。

また、今後においては、教育・保育を提供する施設や事業主体がさらに多様化することが見込まれますが、子どもの健やかな発達や学びの連続性を保障していくため、質の高い幼児期の教育・保育の提供を図り、幼児期の教育を担う全ての施設が小学校を含めた地域資源と連携していくことが求められています。

#### 2 施策の方向性

##### ○子どものための教育・保育給付及び利用者負担のあり方

国から示されている公定価格の設定等の制度設計を踏まえ、教育・保育給付に係る給付費及び利用者負担の適正なあり方について引き続き検討を行います。

##### ○認定こども園の普及

既存の幼稚園等の認定こども園への移行の支援や認定こども園の新設などについて検討を行います。

##### ○教育・保育の質の確保

市内の全ての保育施設等を安心して利用できる環境を整備するため、保育サービスの質や水準を確保し、更には向上させる取組を進めるため、保育従事者に対する研修等の充実を図ります。

##### ○幼・保・小の連携

幼稚園教諭・保育士・小学校教員が相互理解を図るための合同研修や幼児の交流活動の機会の創出に向けた検討を行います。

#### 3 重点的取組

項目名	計画期間中(H27～31年度)の取組内容
子どものための教育・保育給付	新制度に基づき、必要な給付を行う仕組みを構築します。市単独で行っている給付メニューについては、新制度の要請も踏まえ、認定各号のバランスも考慮し、見直しを進めます。
教育・保育の質の確保	今後の保育行政のあり方に関する基本方針（平成26年1月策定）に基づき、外部評価の受審の促進、新規に開設した保育施設等への巡回支援を実施するほか、教育・保育施設等において合同の研修会や学習会の開催に向けた検討を進めます。
利用者負担のあり方検討	認定各号について、国の方針に基づき、利用者負担を設定します。認定各号間のバランスや国の基準額と市設定額の関係について、適正な水準を検討し、見直しを進めます。

## 施策 2 保育所待機児童の解消

### 1 現状と課題

本市では、増加する保育需要に適切に対応するため、認可保育所の開設や定員増はもとより、認可保育所の分園や認証保育所の新設等の取組を進めてきました。

しかしながら、女性の就労意向の変化や転入者の増加等による保育需要の増加により、待機児童の解消には至っていません。

このことから、市内に多様な保育の場を整えるとともに、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、教育・保育の提供体制を計画的に進める必要があります。

### 2 施策の方向性

子育て家庭に必要な保育サービスを提供するため、地域における将来的な就学前児童人口とニーズ量を踏まえ、既存施設の有効活用等のソフト面の手法と施設の整備等によるハード面の手法により、保育サービス量の拡充に取り組みます。

待機児童の解消に向けて、私立の認可保育所の整備のほか、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」や少人数の3歳未満児を保育する家庭的保育事業等の「地域型保育事業」も含めて整備を検討することにより、待機児童の解消を図ります。

### 3 重点的取組

項目名	計画期間中(H27~31年度)の取組内容
教育・保育施設	幼稚園は、施設型給付の対象となる幼稚園や幼稚園型認定こども園等への移行支援を行います。また保育所は、今後の保育行政あり方に関する基本方針に基づき、私立保育園を中心に待機児童への対応を図ることを基本として、必要となる支援を行います。幼稚園・保育所等の既存施設においては、地域型保育事業の連携施設（卒園後の接続先）としての機能強化の可能性についても検討を進めます。
地域型保育事業	一定の圏域内において連携施設（卒園後の接続先等）が確保されることを前提に地域型保育事業の整備を進めます。
認可外保育所 (東京都認証保育所)	今後も東京都との連携し、運営面等において必要となる支援を継続的に行います。また、他の類型（認可保育所等）への移行については、利用児童処遇や保育の継続性が確保され、また保育の質と量の両面において充実が図られることを前提に検討を進めます。

### 4 ニーズ量の見込みと確保方策

#### (1) 教育・保育（※施策1・2に関わる事業）

作成中



## 施策3 多様な保育ニーズへの対応

### 1 現状と課題

保育需要が高く推移するなか、需要に応えるため、新たな保育所・分園の開設や定員増などを行い、待機児童の解消に努めてきました。しかしながら、転入者の増加等により保育需要が増加し続けており、待機児童を解消するに至っていません。また、延長保育時間の拡大や一時預かり・特定保育事業、病児・病後児保育などの多様な保育サービスが求められています。将来的には子どもの人口減少が想定されることを踏まえつつも、これらの保育需要に地域ぐるみで対応することが課題です。

### 2 施策の方向性

多様な実施主体の協力を得ながら、延長保育時間の拡大、休日保育、一時預かり・特定保育、病児・病後児保育などを充実させ、多様な保育ニーズに対応していきます。

### 3 重点的取組

項目名	計画期間中(H27～31年度)の取組内容
午後8時までの延長保育の実施	市内のすべての私立保育園において、利用者ニーズを踏まえた延長保育を実施することを支援していきます。
一時預かり・特定保育事業	市内の認可保育所のうち、一時預かり・特定保育を実施する施設数の増加を目指します。

### 4 ニーズ量の見込みと確保方策

#### (1) 時間外(延長)保育事業

#### (2) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

#### (3) - 1 一時預かり事業

[一時預かり・子育て短期支援事業(トワイライトステイ)・ファミリー・サポート・センター事業]

#### (3) - 2 一時預かり事業

[幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)]

#### (4) 病児保育事業

作成中

# 施策目標 3 母と子どもの健康支援

## 施策 1 母子保健の充実

### 1 現状と課題

母子の健康管理と健全育成のため、各種健診や教室、予防接種を実施しているほか、出産前後の家庭の育児や家事を支援することにより、出産や育児に係る母親の負担感の軽減を図っています。

育児不安が強かったり望まない妊娠、核家族化の伸展による孤立した育児などの問題への対応と、児童虐待防止の観点からも、妊娠期から支援を要する妊婦を把握し、継続的な支援につなげることが重要です。

支援に当たっては、部や課を超えて情報共有するほか、医療機関、保育機関をはじめとした関係機関と連携しながら、個々のケースに迅速に対応することが求められています。

### 2 施策の方向性

子どもの健全育成に大きく影響を与える母親への健康支援や、子どもに対する各種健診や予防接種事業が円滑に行われるよう、医療機関等との連携を強化し、支援体制の充実を図るほか、母子保健に関する適切な情報発信を、様々な機会を通じて行い、安心して育児に取り組めるよう支援します。

また、今後も引き続き出産前後の家庭への支援を実施し、出産や育児に係る母親の負担感の軽減を図っていきます。

### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（H27～31年度）の取組内容
母子健康づくり支援事業	○乳幼児の適切な時期に各種健診を行い、発育と発達、疾病の早期発見と医療につなげ、保健指導を行います。 ○妊婦健康診査の公費負担により、妊娠期の健康管理の充実を図ります。
妊産婦育児教室事業	妊娠・出産、育児に安心して取り組めるよう、妊娠中から育児中の母子等を対象とした各種教室を開催します。
定期予防接種	感染の恐れのある病気の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を実施します。

### 4 ニーズ量の見込みと確保方策

#### (1) 妊婦健康診査

#### (2) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）

作成中

## 施策目標4 ひとり親家庭への支援

### 施策1 自立や就業への支援

#### 1 現状と課題

離婚の増加や家族形態の多様化のなかで、様々な要因により、ひとり親の世帯数は増加傾向にあります。また、平成25年度市民意向調査では、ひとり親家庭の4割以上がパート、アルバイト雇用となっています。

ひとり親家庭の親が経済的に自立し、安心して生活が送れるようにするためには、相談窓口や経済的自立に向けた各種支援制度の周知を図り、サービスの活用と併せ、ハローワークとの連携により、資格の取得を含めた就業支援を推進し、安定した収入と就業の継続を維持する必要があります。

#### 2 施策の方向性

ひとり親家庭の母等からの様々な相談に応じ、経済的・精神的に自立した生活が送ることができるよう、各種情報提供を積極的に行います。

また、就労につながる資格取得のための支援やハローワークと連携した就業支援を行うなど、安定した収入と継続した就業が維持できるように支援を行うほか、日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭にホームヘルパーの派遣し、必要な支援を行います。

#### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（H27～31年度）の取組内容
母子自立支援相談	ひとり親家庭の母等からの相談に応じ必要な情報提供や支援を行い、自立を促します。
ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭に対して、資格取得の支援や就業支援を行うことで経済的な自立を促すほか、ホームヘルパーを派遣して日常生活の支援を行い、安定した生活が維持できるよう支援します。

## 施策2 経済的負担の軽減

### 1 現状と課題

離婚の増加や家族形態の多様化のなかで、様々な要因により、ひとり親の世帯数は増加傾向にあります。また、平成25年度市民意向調査では、ひとり親家庭の4割以上がパート、アルバイト雇用となっています。

ひとり親家庭が安定した生活のもとで、子どもを健全に育むことができるようにするため、各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的負担を軽減する必要があります。

### 2 施策の方向性

ひとり親家庭に各種手当の支給及び医療費の助成を行い、経済的負担の軽減に努めます。

### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（H27～31年度）の取組内容
ひとり親家庭対象手当支給事業	国・都の動向を注視しながら、対象となる家庭に適正に児童扶養手当、児童育成手当を支給します。
ひとり親家庭等医療費助成	国・都の動向を注視しながら、対象となる家庭に適正に医療費の助成を行います。

## 施策目標5 配慮が必要な子どもと家庭への支援

### 施策1 児童虐待防止対策の推進

#### 1 現状と課題

地域の子育てひろばや子育てのサービス、関係機関とのネットワークは年々充実し、児童虐待の重篤な事件は防止できています。しかしながら育児不安のある保護者の割合の顕著な減少はなく、児童虐待の新規相談件数も増加しています。児童虐待は未然防止と、早期の発見・対応をすることで重篤化や世代間連鎖を防止していくことが重要です。また、被虐待児童への支援の充実が求められています。

#### 2 施策の方向性

育児不安の軽減、児童虐待の未然防止、早期発見の為、児童虐待についての知識や通告意義についての普及啓発を充実します。

妊娠中からの支援や児童虐待について関係機関とのネットワークをさらに充実し対応していきます。また、養育者への支援とともに被虐待児童自身への支援も関係機関とのネットワークを活用し充実していきます。

#### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（H27～31年度）の取組内容
児童虐待防止の普及啓発	将来子育てをする世代、子育て中世代、子育て卒業世代など対象者を拡大し、対象者にあった普及啓発やインターネットなど多様なメディアを活用した普及啓発を充実します。
要保護児童対策地域協議会	○妊娠中からの支援を効果的に行うため保健分野との連携をさらに充実していきます。 ○養育者の支援とともに被虐待児童への支援について関係機関で役割分担し、被虐待児童へ安心できる養育環境の提供と心身のケアを行っていきます。

#### 4 ニーズ量の見込みと確保方策

##### （1）養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

作成中

## 施策2 障害児施策との連携

### 1 現状と課題

療育が必要な子どもや障害児がその能力や可能性を最大限に伸ばしながら成長していくためには、各機関が連携を図り、状況に応じた支援を行うことが大切です。保健センターや子ども家庭支援センター、保育所などの子ども・子育てを支援する各関係機関においては、障害等の早期把握に努め、経過観察や専門機関の紹介などにより適切な支援につなげるとともに、障害者相談支援事業所を中核とした支援体制の下、子どもの健全な育成を支援しています。

### 2 施策の方向性

子ども・子育てを支援する各関係機関においては、障害者相談支援事業所を中核とした連携の強化を図り、引き続き療育が必要な子どもや障害児、その家族への切れ目のない支援を実施していくとともに、障害等の早期把握と適切な支援につなげる取組を進めます。

### 3 重点的取組

項目名	計画期間中 (H27～31年度) の取組内容
障害等の早期把握・早期対応への支援	保健センターや子ども家庭支援センター、保育所などの子ども・子育てを支援する各関係機関において、療育が必要な子どもや障害児の早期把握に努めるとともに、早期対応が図られるよう、保護者への相談支援や必要な働きかけを行うなど、適切な支援につなげる取組を進めます。
保育所及び学童クラブにおける障害児の受入	保育所及び学童クラブにおいて引き続き障害児の受入を実施します。なお、保育所においては新設時などにあわせて障害児入所定員枠を拡大します。

## 施策目標 6 青少年の健全育成

### 施策 1 小学生の放課後の居場所づくり

#### 1 現状と課題

子ども・子育て支援新制度では、学童クラブの対象児童が小学校6年生までとなり、放課後子ども教室事業と連携し、平成25年度市民意向調査により算出されたニーズ量に対応する事業量の確保を図る必要があります。

放課後子ども教室事業については、児童数増加に伴い余裕教室がなくなった場合の実施場所の確保や、高学年の参加率の向上が今後の課題となっています。

#### 2 施策の方向性

学童クラブの利用を希望する児童のニーズを分析し、放課後子ども教室事業の事業内容の見直しを図りながら、両事業が連携して、ニーズに対応する供給量を確保します。

#### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（H27～31年度）の取組内容
学童クラブと放課後子ども教室事業の連携方策の推進	今後の学童クラブ入会希望者の需要を注視し受入れ環境の整備を図るとともに、民間活力の導入を視野に入れつつ、放課後子ども教室事業とのさらなる連携又は一体的な運営を進めます。

#### 4 ニーズ量の見込みと確保方策

##### （1）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

作成中

## 施策2 青少年健全育成活動の推進

### 1 現状と課題

青少年を取り巻く環境は、核家族化や共働き家庭の増加による家庭内のコミュニケーションの減少、非行の低年齢化、スマートフォン等の新たな機器の普及による有害情報の氾濫、また近年問題となっているひきこもりへの対応が必要となっています。

### 2 施策の方向性

家庭・学校・警察・地域等と連携して、青少年健全育成活動や環境浄化活動などを行い、青少年が健全に育成される望ましい社会環境の実現を目指します。

ひきこもり等の若者に対する支援を含む、子ども・若者の育成支援についての計画等の作成を検討します。

### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（H27～31年度）の取組内容
青少年健全育成協調事業と青少年健全育成市民活動の推進	青少年をとりまく社会環境の浄化、非行防止など青少年の健全育成強調事業を推進するとともに家庭、学校、地域及び関係機関との連携を強化し、青少年の健全育成活動を支援します。



## 施策目標7 子育て家庭の経済的負担の軽減

### 施策1 児童手当の支給

#### 1 現状と課題

子育てに係る多大な費用の軽減を図るため、現在、児童手当は中学校3年生までの児童がいる家庭を対象として支給しています。なお、児童手当は所得制限がありますが、その制限を超えている家庭も対象として支給しています。

今後も引き続きに国の動向を注視し、情報を収集しながら、適切に対応することが必要です。

#### 2 施策の方向性

子育て中の家庭に対し、手当を支給することで、経済的負担が軽減され、市民が安心して、出産し、子育てできる環境を目指します。

#### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（H27～31年度）の取組内容
児童手当の支給	国の動向を注視しながら、適正に児童手当を支給します。

### 施策2 子ども医療費の助成

#### 1 現状と課題

子育てに係る多大な費用の軽減を図るため、現在、保護者の所得に関係なく、中学校3年生までの児童を対象に医療費の助成を行なっています。

今後も引き続きに国・都の動向に注視し、情報を収集しながら、適切に対応することが必要です。

#### 2 施策の方向性

子育て中の家庭に対し、医療費を助成することで、経済的負担が軽減され、市民が安心して、出産し、子育てできる環境を目指します。

#### 3 重点的取組

項目名	計画期間中（H27～31年度）の取組内容
子ども医療費助成	国・都の動向を注視しながら、適正に医療費の助成を行ないます。